都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、東広島市から、東広島都市計画下水道東広島公共下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市局都市企画課において縦覧に供する。

平成二十年十月九日

広島県知事　藤　田　雄　山